

○財務省告示第百六十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年四月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二百二十
三回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募

六

イ 発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 行 発 競
行 争 額 行 争

円 額
面 金 額
で 二 兆 二 千 八 百 五 十 億

ロ

札 非
発 競
行 争
入

億 三 百 三 十 万 円
は、額 面 金 額 で 一 兆 五 千 百 十 八

ハ

国 債
参 加 場

特 別 会 計 規 定 基 づ き 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて、額 面 金 額

非 争
入 札
発 競

で 二 千 百 三 十 二 億 円

額 面 金 額

ニ

国 債
参 加 場

特 別 会 計 規 定 基 づ き 第 四 十 六
条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて、額 面 金 額

者 特 別
第 二

た 利 付 国 債 に つ いて、額 面 金 額

				十		九		八						七							
				イ		イ		二						イ							
				一		振		最						払							
				発		替		額						込							
				行		単		面						金							
				行		位		金						額							
国債市場	札入	非入	入札	価格	発行	格	発行	格	発行	日	格	発行	格	発行	日	格	発行	格	発行		
額面百円につき百九錢	上金のぞの応募価格	額面百円	額面百円	額面百円	平成十七年四月十六日	する。	数の倍の金額	の記載又は記録は、最も低い額と	振替法の規定による振替口座簿	五万円	二千八百十三億五千二百九十九	円	二千八百十三億九千八百八	万	円	十一億九千九百	十	六	兆二千八百七十一億千二百	六	で二千八百十一億

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加

(一) 年 ○ ・ 一 パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加之、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{27}{365}$$

(二) 発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座についで又は記録されるものに、前記(一)の算式に、より算出した金額から該乗額に百分の二十・三・五を乗じ、た金額(たし、当該債を發行した者に對して、非居住者が、又は外国法人である場合に、又は前記(一)の算式に、より算出した金額に、(一)の算式に、よる場合、又は、前記(一)の算式に、よる者又は外国法人が適用を受ける者)を控除することができる。

十四

初期利子

平成二十七年九月二十日を支払

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日

十六

償還期限

平成三十三年三月二十日

十七

償還金額

額面金額百円につき百円

十八

元利支所

日本銀行

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十七年四月十六日

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

規定する期日及び第十六号において同じ。は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において）。期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。ただし、期と、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払